

伊藤（信）委員 自由民主党の伊藤信太郎です。

二十一世紀に入って、地球の仕組みであるとか国のあり方とか、あるいは社会の構造とか、いろいろなものが変わってきたと思います。その中で、公共放送のあり方というものもやはり変容せざるを得ないのではないかなと私は考えているわけです。

特に、NHKは、放送法第一章第一条第二号の、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」また、第三号には、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにする」というふうになっているわけですが、こういう非常に高度な抽象概念をNHKというのはどのような形で実現しようとしているのか。特に、議論があります不偏不党、真実、客観、こういった概念というものの、またその規定というものは、具体的にNHKが、だれがどのような形で、どのようなシステムによつてこれを決定しているのか。また、その後段にあります表現の自由、この表現の自由には、表現者の感性あるいはその価値観の多様性、こういったものも含まれるのか。

そしてまた、放送法第二章第七条では、NHKは、「公共の福祉のために、」中略いたしますが、「豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い」となっておりますが、この公共の福祉というのは、NHKにおいてはどのようにとらえているのか。また、この豊かとかよいかということ、だれがどのような形で定義しているのか。

以上申し上げたようなことを、NHKの中においては、どのような方法、システム、手続、過程によって行っているのか、これについて会長からお伺いしたいと思います。

海老沢参考人 御案内のように、NHKは放送を開始して七十七年の歴史を持っております。我々は、公共放送として、国民にひとしく、全国あまねく同時に情報を伝える、それも、不偏不党であり、何人にも干渉されないで、NHKの自主的な判断、いわゆる言論、表現の自由といいますが、それをきちっと守りながらやっていくのが我々の業務だろうと思っております。

そういう中で、今御指摘がありましたように、豊か、あるいはよい番組というのは何かという、非常にこれはまた抽象的で難しい概念でありますけれども、いずれにしても、我々は、国民の生活に役立ち、そして心が豊かになるようないい番組をつくっていくことでもあります。それは何を基準とするかということ、長年の間の日本国民の英知といいますが、その辺を十分考えながら、いい番組をつくるということをやっているわけでありまして。

ニュースの取材でも、一方に偏らないように、記者が書いたものは必ずデスクが目を通す、そしてオンエアをする場合もまた、編集者がそれを見て、それをデスクが見るという、二段、三段のチェック機能を経ながら、できるだけ公平で客観性を持ったものにしようという、そういう努力を重ねております。

どれが公平か真実かが非常に難しいわけでありまして、できるだけ公平そして真実を追求するという、そういうひたむきな一つ一つの積み重ねが大事だろうと思っておりますし、そういう努力を今も重ねているところであります。

いずれにしても、世の中矛盾だらけといいますが、それぞれの時代の価値観もありますし、今、価値観が多様な時代と言われております。そういう中でも普遍的な

ものといいますが、やはり我々は、こういう不況の時代は、国民を勇気づけ、元気づけるような番組をつくらなきゃならぬだろうし、また日本は、地震、津波、台風とかいろいろな自然災害が多いわけですから、そういう面で、放送の特性であります緊急報道、災害報道についていち早く的確に情報を流して、防災に役立つ、被害を少なくする、そういう使命もありますし、また国会においても、今、年に五十回前後、国会を生中継させていただいております。これも、民主主義の健全な発展に資する、そういう意味合いで、国民の代表である国会の審議の模様をできるだけ多くの国民に同時に伝える、そういう役割も果たしているわけであります。

いずれにしても、我々は、先ほど申しましたように、国民の信頼なくして成り立たない公共放送でありますから、そういう面で、できるだけ国民のコンセンサス、合意を得ながら仕事を進めていきたいと思っております。

伊藤（信）委員 NHKがいろいろな努力をされていることはわかったんですけども、私が思いますには、世の中にいろいろな物理的な現象がある。それをどう認識するかということ自体に常に主観性というものが内在している。そしてまた、世の中のおまねくいろいろな現象のどこをとらえるか、その議題設定機能がマスコミにはあると言われておりますけれども、それには当然価値基準というものが大きく影響を与える。また、すべての空間や時間をとらえるわけにいかないわけですから、部分的にとらえた空間とか時間を編集者の何らかの思想性によって編集して、限られた放送時間の中で情報表現をしていくというわけですから、どのようなシステムをとっても、この放送法でうたっているような真の客観性というものを実現するのは難しいのではないかなというふうに私は思うわけですね。

その中で、公共放送で、客観性といいますが、バランスのとれた放送あるいは編成なり報道をするために、例えばNHK職員の教育であるとか、番組の編成権のあり方であるとか、あるいはNHK全体のあり方に対する経営委員会の発言権やあるいは人選のあり方、その点について、具体的にどのような工夫をなさっているか、お伺いしたいと思います。

海老沢参考人 私どもの番組編成につきましては、中央放送番組審議会、各地域ごとに八つの地方放送番組審議会、それに国際放送のための国際放送番組審議会、三つの審議会で毎月一度、一回ですか、会議を開いてもらって、NHKの番組の意見を承っておりますし、また、視聴者会議ということで全国各放送局ごとに年に三回ずつ、意見を聞く会、あるいは各種団体の意見を聞く会とか、そういう国民を代表する方々のいろいろな意見も聞きながら、番組を編成し、制作しているというのがまず第一であります。

それと同時に、年間六百万件の電話なり投書が参ります。常に我々は視聴者の意見に謙虚に耳を傾けようということで、そういう視聴者のいろいろな意見も参考にしながら、ニュースの編集あるいは番組の制作をしているわけでありまして。

それと同時に、また我々、放送倫理といいますが、テレビの及ぼす影響が大きいわけでありまして、そういう面で、視聴者の人権、プライバシー、いろいろな問題があります、そういうものを含めて、放送倫理をきちっと確立していこうということで、部内にもそういう放送倫理委員会などをつくりながら、また、年に数回ずつ、研修所

で自社番組も対象にして一般職員の研修も行っております。

いずれにしても、ひとりよがりの独善にならないように、人間、どうしてもやはり主観的なのが人間のなせるわざでありますけれども、できるだけ主観にとらわれず、客観性を持つように努力するという、そういう努力が大事だろうということで、今研修にも力を入れているところでございます。

伊藤（信）委員 御努力をなされていることに対して、深く敬意を表したいと思えます。

しかしながら、私の質問の本質的な部分、つまり、例えば、民主主義というものが国を治めるすぐれた体制であるということ自体が一つの私は党派性だというふうにもとられると思うのですね。ですから、この放送法の三号と二号というもの自体が既に、少なくとも哲学的な意味では、私は、矛盾しているんじゃないかなと思うのですけれども、これは質問通告をしておりませんが、総務大臣にお伺いしたいと思います。

片山国務大臣 一条の二号、三号でございますか。（伊藤（信）委員「そうでございます」と呼ぶ）済みません、一条の二号は、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」三号、放送にかかわる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するもの、ちょっと、矛盾しているとは私は思えませんですがね、二号、三号。

伊藤（信）委員 というのは、会長に対する質問で申し上げたように、もし表現の自由ということをまずうたうなら、この表現の自由には、既に、感性であるとか価値観の自由も含まれていると思うわけです。

それで、私たちは、戦後の日本社会に育っておりますから、民主主義というものが絶対的な価値であって、あるいは健全なという言葉が示すものが同じ意味領域であるというような、私に言わせれば大いなる幻想を持っているのではないかなと思いますけれども、長い人間の歴史観においては、必ずしもそれが絶対的真理とは言えない面もあるわけですね。

そういうことも含めて、不偏不党というなら、これは表現の自由を認めるということとは不偏不党では既にある。そしてまた、三号にうたっております公共の福祉であるとかあるいは健全な民主主義に資することが放送だというのなら、二号の後半の部分とそれは抵触するのではないかというふうに私は思うわけでございます。

片山国務大臣 なるほど、表現の自由は感性や価値観に基づくとかあると思いますけれども、しかし、それはやはり感性や価値観に基づいても、できるだけ不偏不党であるとか、真実に近づくという努力が要ると思うのですね。多様ないろいろな価値観があってもいいんですよ。多様な感性があってもいいんですけども、その中で、できるだけ不偏不党だとか、ここで言いますような「真実及び自律を保障する」、こういうことに近づく努力の上での表現の自由じゃないでしょうか。何を言ってもいい、何を思ったら言ってもいい、自分の価値観はこうだからこれを押し通すということじゃなくて、抑制された感性なり、中庸をとった価値観、感性によって、多様な表現の自由をやるということじゃないでしょうか。そう理解しないと、委員の言われるように言うと、

これは自己破産しますよ、この条項、そういうふうに思います。

伊藤（信）委員 これは少し哲学論争になって、委員会では結論が出ないので、私としては思索的な矛盾があるというふうに考えますが、次の質問に移りたいと思います。

NHKは今、放送と通信の融合ということを言われておりますけれども、このことに関する技術的研究というのはどのように行っているのでしょうか。

中村参考人 お答えいたします。

私どもNHKの放送技術研究所におきましては、これまでも、インターネットや携帯電話の通信インフラを使いまして放送サービスを補完いたしますことで、視聴者の方々にデジタル放送をさらに便利に利用いただく技術研究を進めてまいっております。

例えば、放送中の番組に関連したホームページをすぐに見ることができる技術を開発いたしまして、昨年実施されましたインターネット博覧会、インパクとっておりますけれども、ここでサービス実験を行いました。

また、このほか、外出先から携帯電話を使いまして、家庭内のホームサーバーを制御したり、番組予約をするなどのシステムも開発を進めております。

また、これからのブロードバンド時代に対応できますように、高速ネットワークを利用しまして、大容量のハイビジョン信号を伝送する場合の技術的な可能性についても研究を行っております。昨年十一月に、岡山 東京間の超高速ネットワークを使いまして、IP、インターネットプロトコルによります伝送、これによりまして、放送コンテンツの配信についても検証を行いました。

大容量、高速化、それから高機能化ということで、これから放送も発展してまいりますけれども、これと通信のネットワークを有機的に連動いたしまして、見たい番組を、また欲しい情報を、時間や場所によらずシームレスに提供されますサービスの実現を目指しまして、今後も研究開発を進めてまいりたいと思っております。

伊藤（信）委員 いろいろな技術の研究をなさっているということですが、その中で、技研が進めておりますPRS、つまりプログラム・リクエスト・サービスであるとか、あるいはこれは通信の方からのあれですが、SSM、つまりソース・スペシフィック・マルチキャストによる通信アーキテクチャー、あるいはブロードバンド無線LAN等の技術の実現可能性というものをそれぞれどのように判断なさっているか、お伺いしたいと思います。

中村参考人 お答えいたします。

現在の放送は、電波を利用しました一方方向のサービスというものが主なものでございますが、プログラム・リクエスト・サービス、先ほど先生がお話ししましたPRSでございますけれども、これは、通信ネットワークの双方向性を利用いたしまして、もう一度番組を視聴したいという要望の方個別に、それに対しておこたえするというを目的とする新しいサービスでございます。それで、私どものNHKの研究所は、先日、新しい放送技術研究所をつくりました。その落成披露の式典のときにも、この

P R S につきまして、基礎的な技術検討の状況を展示させていただきました。

また、ブロードバンド無線LANとか先ほどお話ししたSSMは、無線で高速ネットを実現いたします有効な技術でございますので、どこにいても双方向の高速通信ができるという点で、PRS、先ほど言いましたプログラム・リクエスト・サービスというものができる映像伝送の手段ということで、有望かと思っております。

このようなPRSを実現いたしますには、高速の蓄積装置、サーバーとか、ネットワーク伝送技術、それから低廉な家庭用の端末の開発と、解決すべき課題がまだまだたくさんありますので、これらにつきましても研究を進めてまいりたいと思います。また、番組にかかわりますさまざまな権利処理についても適正に行うことが必要かと思っております。

いずれにいたしましても、電波によります放送は、屋内、屋外、移動体でも受信が可能でございますので、非常災害にも非常に強いという特徴を持っております。このほかに、電波のことを基本といたしまして、SSMとか通信アーキテクチャーを活用しまして、これらの放送が充実できる、それがお届けできるというような多様なサービスの実現に向けても可能性を追求してまいりたいと考えております。

伊藤（信）委員 時間が来ましたので、最後の質問をしたいと思います。

地上波デジタル化には膨大な費用がかかると言われていますが、このことが近い将来のNHK受信料増額に結びつく危険性があるかどうか。もしそうだとすれば、そのことが視聴者といえますか、国民の理解を得られるかどうかについて、NHKがどう考えているかお伺いしたいと思います。

平林委員長 簡潔にお願いします。

海老沢参考人 この地上デジタル放送をするための設備投資、先ほどNHKだけで三千五百億かかると申しました。それを民放との共同建設等によって二千五百億程度、一千億程度削減するようにこれから努力していきたいと思っております。

今のところ、私ども、いわゆる財政安定のための繰越金五百五十九億ほどをプールしてあります。ことし、十四年度は、そのうち百十億ほど取り崩す予定でありますけれども、この五百五十九億を活用しながら、そしてまた、経費の節減を図りながら、できるだけ受信料を値上げしないで賄っていきたいというふうに、今心を新たにしているところでございます。

いずれにしても、このような御時世で、経済不況の中で、当分の間受信料を値上げすることは不可能でありますし、また、我々もそういうことを求めるべきではないと思っておりますので、できるだけ経費の節減を図り、また、受信料の公平負担をお願いしながら、歯を食いしばって、値上げしないで努力していきたいと思っております。

伊藤（信）委員 一言では答えづらい、多岐にわたった複雑な質問に対してお答えいただきまして、ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。